

商 品 名 (愛 称)	(36) 外 貨 普 通 預 金
------------------	------------------

販 売 対 象	・法人および個人（満20歳以上）の方
期 間	・期間の定めはありません。
預 入	・随時預け入れできます。
①取扱通貨	・米ドル、スイス・フラン、ユーロ
②最低預入金額	・1通貨単位
③預入単位	・1補助通貨単位
払 戻 し 方 法	・随時払戻しできます。
利 息	・適用金利は、市場環境などにより見直しすることがあります。
①適用金利	
②利払方法	・毎年3月と9月の決算日（第3土曜日の翌日）の翌営業日、または解約時にお支払いします。
③計算方法	・付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算（補助通貨未満は切捨てとする。）
税 金	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息は一律20%の源泉分離課税（マル優の適用は受けられません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・為替差益は雑所得として総合課税（年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要） ・為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。（他の所得との損益通算はできません。） <p>(一般法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合課税となります。 ・為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。 ※平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ございません。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p>
	<p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
	<p>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
	<p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p>
	<p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の</p>
	<p>弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三</p>
	<p>弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
	<p>・この預金は預金保険の対象ではありません。</p>
	<p>・為替変動リスクがあります。（為替相場の変動による損益が発生します。）</p>
	<p>・預入時は、当庫所定の電信売相場（TTS）を、払出時は電信買相場（TTB）で円貨換算致します。</p>
	<p>・外貨普通預金の取扱い時間は、午前10時から午後2時までです。</p>
	その他参考となるべき事項